

小学生用

子ども同士のお金のやり取りは「やってはいけないこと」です。

お金のやり取りは、たとえ少額であってもよくないよね！

ネットゲームでの課金[※]も、お金のやり取りと同じだよ！

財布忘れちゃった！友だちにジュース代借りちゃおう！

今日は美のもってきたお金で遊ぼうよ！

□はじめは少額が、知らず知らずに高額に！

□お金を要求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は「金銭罪」「強要罪」「恐喝罪」にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して対応を行います。

いやなことや心配事があったら、すぐ大人に相談して安心できる学校生活を送ろう！

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと



ご家庭でも、放課後の過ごし方について、お子さんの遊び方や友達関係を話題にする中で、「子ども同士のお金のやり取りは、たとえ少額であってもやってはいけないこと」「友達とのトラブルを未然に防ぐ保護者からのアドバイス等」にふれていただくと未然防止となると思います。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。

(横浜市教育委員会発出文書抜粋:学校ホームページにも掲載しております。併せてごらんください。)